# 学会だより No. 84 2006 年 10 月 1 日

発行:上智大学哲学会

〒102-8554 東京都千代田区紀尾井町 7-1 上智大学哲学研究室内

# 第65回哲学会大会のお知らせ

今秋は下記の要領で第 65 回上智大学哲学会大会を開催いたします。万障お繰り合わせのうえ ご出席くださいますよう、ここにご案内申し上げます。

日時:2006年10月22日(日) 10:00~16:45

会場:上智大学7号館14階特別会議室

## プログラム

研究発表 10:00~12:00

大塚喜世徳(本学博士前期課程)

幾何学的秩序の世界 『屈折光学』第一、第二講の考察

入江容子(一橋大博士後期課程)

ヘーゲルにおける「神義論」の問題 その今日的展開に向けて

山本剛史(慶應義塾大学通信教育部講師)

予防原則と責任原理

#### 休憩

総会 13:00~13:20 講演 13:25~14:25

マルクス・エンダース(フライブルク大学 キリスト教宗教哲学研究所所長)

凌駕されないものの思惟

西洋の哲学における存在論的神概念の展開へ向けて

シンポジウム 14:35~16:45

テーマ:「現象学の可能性」

提題者:酒井 潔(学習院大教授)

田口 茂(山形大助教授)

関根小織(慶應義塾大非常勤講師)

司 会:茂 牧人(青山学院大教授)

懇親会 17:30~19:30

会場:上智大学11号館7階会議室3

会費:3,000円

## シンポジウム:「現象学の可能性」

現象学は、20世紀初頭にフッサールが提唱した哲学の運動であるが、その後の哲学の動向を 規定することになった。それはフッサールの構想を表す現象学のスローガンとして有名になっ た「事象そのものへ(zu den Sachen selbst)」(SZ, 34)という言葉に集約されている。つまり、 意識に与えられているものを与えられているがままに記述するという学のあり方である。19世 紀までの哲学が、有限と無限、相対と絶対という形而上学的な壮大な装置の中で思索していた のに対して、現象学は、いわば手前から哲学しようとする。レーモン・アロンがサルトルに言 ったように、「テーブルの上のカクテル」で哲学ができるのである。

しかしその後現象というのは、ただ見えている範囲のことだけを指すのではないという反省が起こってくる。ハイデガーによれば、現象学は、「己れを示す当のものを、そのものが己れを己れ自身の方から示すとおりに、己れ自身のほうから見させるということにほかならない」(ibid)という意味であったが、その「己れを示す」という意味での現象概念が、再度問われることになる。それは果たして、意識に与えられた限りでの対象という意味に限定されるのであるうか、と。そのためハイデガー自身、後には現象自体を存在の現われと隠蔽の動向として思索していくのである。

現象とは何か。それは実は知解不可能なもの、他者という自己の支配の及ばないものの現象だったのではないか。あるいはそれは現れないものの現われについての学であったのではないか。さらには、それは自己を超えたものとの関わり(超越)を問題にせずに語ることのできないものではなかったのか。三人のパネリストの方がたには、そのような現象あるいは現象学をめぐる諸問題を提起していただき、フロアを含めて、現象学の今後の可能性について議論を深めていきたいと思う。これは、つきつめれば、本来哲学は何をどこまで語りうるのかという問題となるであろう。

(記:司会茂 牧人(青山学院大教授))

\*

### 提題要旨

ハイデッガーの解釈学的現象学「現存在」の「超越」をめぐって

酒井 潔(学習院大教授)

ソクラテスがきいたとされる「汝自身を知れ」という神託をひきあいにだすまでもなく、自我(自己)は西洋哲学の最も中心的な問題に属する。アリストテレスの「実体」概念から近世の存在論にいたる伝統では、自我は個体として、普遍や他に対する 外から の区別によって定義されてきた。しかるにキルケゴールやニーチェになると、主体や意志が自我の根底とされ、その単独性やパースペクティヴが 内から の視点において強調される。しかしこれらを一貫

するのは、自我はそれを超えるもの(超越)によってのみ、他の誰でもない真の自・我である ことができるという洞察であった(「他者(神)」、「永遠回帰」)。

このように見定めたとき、二十世紀の現象学の自我論はさまざまな意味で興味深いものである。フッサールでも、比類なき自我のその絶対性は、「私」の一人称の経験をつうじていわば内部から見られる。しかし不断の還元の遂行を通じて自我はイデア化され、抽象的なものに変質する(スコラでは時空の質料的世界こそ個別化の原理であった)。しかもそのような自我は世界のうちであれこれのものに出会う自我の作用を反省することにおいて世界を超越するとも考えられる。だがこのとき自我はどの歴史にも属さないがゆえに、歴史を「超越」することもまたないであろう。超越論的自我といわれるものはたしかに現実的自我の制約とはいうが、所詮マネキンのごとく誰でもない「我ならぬ我」ではなかったか。

そうだとすれば、ハイデッガーがかわって提起する「解釈学的現象学」は、自我が自己呈示を通して見られながら、かえって自然化され没個性化されるというアポリアを克服する試みと解することもできるのではないか。本提題では、この点について前期の基礎的存在論だけでなく、後期の存在史的思惟にまで追跡し、自我の現実的諸相における個性的性格を「超越」と絡めて明らかにしたい。そしてこの「超越」の契機の帰趨についてハイデッガー以後の現象学の展開にも、とくにフィンクとロムバッハに関して、触れておきたい。

\*

#### 「攪乱」としての理性 フッサールとレヴィナスにおける現象学の可能性

田口 茂(山形大助教授)

本提題では、フッサールとレヴィナスにおける独特の「理性」概念を考察することによって、 思惟のスタンスとしての「現象学」の可能性を論じてみたい。フッサールによれば、「直観」 こそが本来の理性である。ここには、秩序形成的・体系的知のうちに理性の働きを見ていこう とする方向性に対するアンチテーゼが含まれている。「直観」は、一切を体系のうちに整序し ていくような知に対して、より原始的な理性の働きとして考えられている。ここで「理性」そ のものは、秩序形成的な理性を超え出るものとして考えられているのである。

レヴィナスは、こうしたフッサールの考えを引き受けつつ、それをさらに徹底化・過激化する。直観としての明証は、体系化のなかに安住し眠り込もうとする傾向を打ち破る力をもっているが、そのような直観としての明証そのものにおいても、まさに全き明らかさの中で思惟が眠り込む危険性は払拭されていない。これをレヴィナスは問題にする。そこでレヴィナスが強調するのが「覚醒」としての理性である。知の秩序に収まらないような事態を前にして、それでもなお、どこまでも目覚めていること、これもまた「理性」と呼ばれうる。

知解可能性を超える出来事が、なおも現にそこにあり、私はその内に逃れ得ない仕方で巻き 込まれている(「他者」との出会いはまさにそのような出来事である)。このとき、この「現象 ならざる現象」をなおも語る仕方として、(とりわけ晩年の)レヴィナスは「現象学」を評価 しているように思われる。そこにレヴィナスは、知解不可能なものをなおもそのままに受け取 りつつ、言葉にして語り出す一つの態度を見ているのではないか。

さてレヴィナスは、「覚醒」としての理性を、私の思惟の眠りを妨げる或る根底的な「攪乱」としてとらえているように見える。このような意味での「理性」による審問のゆえに、私はいかなる秩序のうちにも、いかなる立場のうちにも、勝ち誇った態度で安住することはできない。 秩序や体系に対立することさえない仕方で、それを攪乱する「理性」が、私を、私の最も核心において捉えてしまっている。そこにおいてレヴィナスは「倫理」について語り出すのである。こうしたレヴィナスの思惟のうちに、現象学的思考を新たに展開させていくための一つの手がかりを探ってみたい。

\*

#### フランス現象学の可能性と現れないものの現象学

関根小織(慶応義塾大非常勤講師)

ドミニク・ジャニコーは『フランス現象学の神学的転回』(1990)で 1960 年から 1990 年の 30 年間のフランス現象学には、ある傾向と特徴がみられると述べている。それは内在的現象性 からの離反や見えないものや他者への開けを謳う思想の登場である。ジャニコーはこうした傾向を、内在的現象性を超えたものを神格化するという点から「神学的転回」と呼ぶ。

ところでこうした傾向を持つ現象学の流れは「現れないものの現象学 phénoménologie de l'inapparent」ともいわれる。それは内在的現象性を超えたものを現れないものとして論じつつも現象学を自称する思想であるからである。「顔」の現れなさを語るエマニュエル・レヴィナス、「痕跡」の非現前を語るジャック・デリダ、「イコン」の不可視さを語るジャン リュック・マリオンなどはみなこうした現れないものの現象学と呼ばれる思想にあたる。20世紀末のフランスの現象学者の多くをこうした特徴でとらえることが実際可能である。

だが現れないものの現象学、という言葉は奇妙なものであるように思える。現れないものの 現象学とは自己矛盾的な表現ではないのか。先入見や思弁を排して、現れの背後に現れと対立 した実在や本質を想定して現れを単なる仮象としてしまうことなしに、現れをその現れるがま まに記述するという現象学の構想と、はたしてそれは相容れるものなのだろうか。

そこで、この現れないものの現象学、ということを、(1973 年にジャン・ボーフレほかのフランス人現象学者たちの参加のもとで行なわれた) ハイデガーのツェーリンゲン・ゼミナールでのこの言葉の使用と議論、およびこのゼミナールでの存在の所与性という議論から与えdonation ということに現象学の根本原理をおくことを提唱することになったマリオンの論与えの現象学を検討することで、現れないものの現象学というフランス現象学の最近の発展を現象学のひとつの可能性として示したい。

# 講演要旨

凌駕されないものの思惟 西洋の哲学における存在論的神概念の展開へ向けて

( "Denken des Unübertrefflichen. Zur Entfaltung des ontologischen Gottesbegriffs in der Philosophie des Abendlandes" )

マルクス・エンダース ( Prof. Dr. Dr. Markus Enders ) (フライブルク大学 キリスト教宗教哲学研究所所長)

この講演では、神の名の宗教的由来についての導入的な省察の後で、第二部として古代ギリシャにおける神話的かつ自然哲学的神学の歴史の内部での神概念の「漸進的な完全化」と「規範性の発見」が簡潔に呈示される。そして第三部では、神概念の規定へのキリスト教に特有な貢献が少なからず告示されることになる:即ち、既に聖書的に基礎を置かれた純粋な愛の本質としての神の理解、更にそれ故に三つの位格(ペルソナ)もしくは自立せる対他性の関連の統一としての神理解である。続く第四部では、古代及び後期古代のプラトン主義における存在論的神概念の前段階の諸相が、後世カンタベリーのアンセルムスの下でのその内容的かつ形式的な規範性の発覚と同様に、基本ラインにおいて叙述される。このようにして同時に、私見によれば西洋の哲学において他のあらゆる古典的となった神の諸観念に対して存在論的神概念に賦与されることがふさわしい優位が基礎づけられることになる。締結部では、ラテン中世とヨーロッパ近代の思惟における哲学的神論の諸要点について簡潔に展望した後、神を絶対的な凌駕不可能性の極致(Inbegriff absoluter Unübertrefflichkeit)として規定することを試みる存在論的神概念の組織上の意義が総括されるであろう。

(邦訳・文責:長町裕司)

#### 研究発表要旨

幾何学的秩序の世界 『屈折光学』第一、第二講の考察

大塚喜世徳(本学博士前期課程)

『屈折光学』はデカルトの「自然学」と結びつけて論じられることが多いように思われる。その論じ方には2つの観点が見出される。一つは「私の全自然学が含まれているとされる」『省察』に、つまりデカルト形而上学と結びつける観点、もう一つは『屈折光学』で展開される知覚の説明に重きをおき、脳内の生理学的考察と結びつける観点である。これら二つの観点をもった諸論稿は、非常に大雑把に言うと、過誤もありうる知覚表象と外的対象の実在との相違に注目し、対象の外的実在性及び判断の確実性の起源を形而上学に結びつけたり、「第六省察」で展開される感覚の実践的な働きと結びつけて論じられる。

このように『屈折光学』が自然学と結びつけられて論じられることの背景には、『屈折光学』

の「説明」という叙述様式に注意を向けず、さらには『屈折光学』で証明されるべき「想定」が何であるかを正確に規定していないことに起因しているように思われる。問題とすべきは「自然学」と「幾何学」の関係である。『屈折光学』は実在世界 微小粒子の形や運動等によって規定される世界 とどのように関係しているのか。『屈折光学』において幾何学は自然学に従属するのか、それとも自然学が幾何学に従属するのか。本稿表題に即して言うと、『屈折光学』は世界の幾何学的秩序について考察するという意図をもつのか、それとも幾何学的秩序の世界について考察する意図をもつのか。あるいはこれら二つは相補的な関係なのか。これが本稿で扱う問題である。

以上のような問題設定の下、まず『屈折光学』の叙述様式である「説明」という概念について考察をし、その後『屈折光学』の本文検討に入る。デカルトが最終的に証明したい「想定」は何であるかを特定すべく、第一講、第二講を検討する。この考察をとおすことで、「わたしの自然学は幾何学に他ならない」というデカルトの言葉を理解する糸口が見出せるように思われる。

\*

## ヘーゲルにおける「神義論」の問題 その今日的展開に向けて

入江容子(一橋大博士後期課程)

「神義論 Theodicée / Theodizee / Theodicy」とは、「全能なる神が世界を善いものとして創造し たのならば、なぜこの世界には悪が存在するのか」という『ヨブ記』以来の問いに対し、近代 において、人間理性がその問いに答える試み、つまり、訴訟論的構造に従い、「神」の弁護人 の立場から、この世の「悪」を加害と被害をともに合目的化し、正当化するために構築された 論理である。ヘーゲルは、『世界史の哲学講義』において、「われわれが歴史を諸々の民族の幸 福、国家の知恵、個人の徳が挙げて犠牲に供される屠殺台 Schlachtbank であると見る時にも、 この法外な規模の犠牲はいったい何者のために、いかなる終焉 = 目的 Endzweck のために捧げ られたのであるか」と問いを立て、被告席に立つ「神」が審問され、弁護される法廷を「世界 史」に設定した。彼は、「悪」との和解が、「世界史」においてほど強く要請される場はなく、 この和解は、「悪」という「否定的なもの」を克服する「肯定的なもの」を「認識」する他に 達成しえないとしている。しかし、ヘーゲルにおいて、「悪」の起源は、当の「認識」に由来 するものであり、それは「精神」の生成において必要不可欠な契機でもあって、また、「和解」 は、「悪」の「認識」という対立の極みにおいて果たされる。では、「認識」=「悪」によって 精神に開かれた傷が、再び、「認識」=「悪」によって、その存立基盤を消滅させる形で和解 に至ることは可能なのだろうか。「おまえを傷つけたその槍だけがおまえを癒す」というがご とく、精神の傷は、跡形もなく縫合されうるのだろうか。「大量殺戮の世紀」と呼ばれる20世 紀を経て、21 世紀においても、暴力の連鎖は止むことなく、「屠殺台の犠牲者」は増え続けて

いる。こうした状況において、依然として、「神義論」は、その役目を全うし、機能し続ける のであろうか。本発表は、ヘーゲルにおける「神義論」の論理構造を追った上で、その今日的 展開を構想したい。

\*

## 予防原則と責任原理

山本剛史(慶應義塾大学通信教育部講師)

2008 年度から EU が始める予定の化学物質規制「REACH」は、EU 域内で使用されるあらゆる化学物質の安全性の挙証責任を企業側に負わせる制度である。これは「リオ宣言」が提言する「予防原則」の具体的実践の一例であり、EU 域外への影響も非常に大きいと予想されるが、予防原則自体の定義はまだ確立していないのが現状である。

倫理学における予防原則へのアプローチには世代間倫理がある。世代間倫理は現在世代と遠く隔たった将来世代への配慮の是非とあり方を広く問題とするが、地球規模の科学技術利用が引き起こす問題は、既に将来世代を特別に持ち出す必要がない程度に逼迫しているように見える。一方でロールズは「公正としての正義の二原理」に関連して、現在世代と地続きの子孫の世代に関わる「貯蓄原理」を提起する中で、世代間倫理を財の分配の問題に限定してしまい、予防原則については主題化していない。

今回の発表は、まず予防原則の概要を整理したあと、倫理学における予防原則の主題化に、いかにしてヨナスの責任原理が資するかを検討する。その「未来倫理」は確かに「未だ-ない-存在」を守る義務を課する点で初期の世代間倫理と通じるが、一方で行為の安全性が確実でない限り危険と見なすという、予防原則の根本原理を共有している。

ところで、「未来倫理」を圧倒的に不評なその生命の形而上学を中心に批判し、独自の責任 原理を構想するのがアーペルである。その議論は、ヨナスの責任原理のいわゆる基礎付けを単 に形而上学からディスクルス倫理へと取替えるものではなく、責任自体の解釈にいくつか重大 な差異をもたらすと思われる。予防原則と責任原理との関連を考える場合、確かに全てのステ ークホルダーをディスクルスへ取り込むことを目指すアーペルの議論は意義がある。一方でヨ ナスが主張する、力の脅威に脅かされる者への責任はディスクルス倫理へ完全に回収できるの だろうか。予防原則がかかえる倫理学的な課題を、以上のアウトラインに沿って提起したい。